

## 利用上の注意

総務省では、2022年3月31日現在で「2022年情報通信業基本調査」を実施し、調査結果を取りまとめました。利用上の注意は以下のとおりです。

### 1 用語

- (1) 「常時従業者」とは、有給役員、常用雇用者（正社員・正職員、パート・アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している者）をいう。
- (2) 「正社員・正職員」とは、常用雇用者のうち、正社員・正職員として処遇している者をいう。
- (3) 「正社員・正職員以外（パート・アルバイトなど）」とは、常用雇用者のうち、パート・アルバイト、嘱託、契約社員など正社員・正職員以外の者をいう。
- (4) 「他企業等への出向者」とは、主として出向元企業で給与を支払っている（主として負担している）国内及び海外の親会社、子会社、関連会社等への出向者をいう。
- (5) 「臨時雇用者」とは、1か月未満の期間を定めて雇用している者及び日々雇い入れている者をいう。
- (6) 「受入れ派遣従業者」とは、労働者派遣事業を営む事業主が雇用する従業者であって、当該雇用関係のまま派遣先企業と当該労働者派遣事業主との契約のもとに、派遣先企業の指揮命令を受けて、派遣先企業の業務に従事している従業者をいい、派遣先企業の従業者数計には含まない。
- (7) 「従業者」とは、「常時従業者」と「臨時雇用者」を合わせたものをいう。
- (8) 「当該業種売上高」とは企業売上高（全体）のうち当該業種に係る売上高をいう。（例えば、電気通信業に属する企業の場合、「当該業種売上高」は、「電気通信業」に係る売上高であり、放送業、テレビジョン番組制作業及びインターネット附随サービス業の業種においても売上高を区別するために使用している。）

### 2 数値

- (1) 調査期日については2022年3月31日現在、それ以外の項目については最近決算期（最近決算期1年間又は最近決算期末）の数値である。
- (2) 表中の記号の「－」は該当数値なし、「0」は単位未満のものである。
- (3) 各項目の数値・構成比は、単位未満を四捨五入している場合があるので合計と内訳が一致しない場合がある。
- (4) 売上高等、各数値は、2021年度1年間の実績である。
- (5) 「常時従業者数」の人数は、内訳（「正社員・正職員」等）の計とは一致しない。
- (6) 本調査で使用している計算式は、次のとおりである。

#### ア 売上総利益

企業売上高－売上原価

#### イ 営業利益

企業売上高－売上原価－販売費及び一般管理費

#### ウ 企業売上高総利益率

- 売上総利益÷企業売上高×100
- エ 企業売上高営業利益率  
営業利益÷企業売上高×100
- オ 企業売上高経常利益率  
経常利益÷企業売上高×100
- カ 企業売上高当期純利益率  
当期純利益÷企業売上高×100
- キ 営業費用  
売上原価+販売費及び一般管理費
- ク 企業売上高売上原価率  
売上原価÷企業売上高×100
- ケ 企業売上高販管費比率  
販売費及び一般管理費÷企業売上高×100
- コ 企業売上高減価償却費比率  
減価償却費÷企業売上高×100
- サ 企業売上高人件費比率  
(給与総額+福利厚生費)÷企業売上高×100
- シ 付加価値額  
営業利益+減価償却費+給与総額+福利厚生費+動産・不動産賃借料+租税公課
- ス 企業従業者数  
常時従業者数+臨時雇用者数
- セ 付加価値率  
付加価値額÷企業売上高×100
- ソ 労働生産性  
付加価値額÷企業従業者数
- タ 労働分配率  
給与総額÷付加価値額×100

### 3 標本数等

- (1) 母集団企業数  
16,455
- (2) 標本数  
1,636
- (3) 回答数  
826
- (4) 回答率  
50.4%

### 4 母集団推計等

- (1) 標本設計

企業売上高規模毎に層化無作為抽出により次のとおり設計。

- ア 1億円未満
- イ 1億円以上～10億円未満
- ウ 10億円以上～100億円未満
- エ 100億円以上～1,000億円未満
- オ 1,000億円以上

(2) 推計

- ア 業種別・企業売上高別の層ごとに実施する。
- イ 母集団数は、抽出時の母集団の大きさによるものとする。
- ウ 有効回答数は、回答数から廃業、休業、対象外等を差し引いた数とする。
- エ 各層の復元乗率の計算については、以下の式で算出を行う。  
$$1 \div (\text{当該層の抽出率} \times \text{当該層の有効回答数} \div \text{当該層の標本サイズ})$$
- オ 抽出時点での企業売上高層と、回答データでの企業売上高に乖離がある企業は「外れ値」として扱い、拡大集計は行わずに回答データでの売上高層に足し上げる形で集計する。また、「外れ値」にあたる企業が含まれる層については、当該層の標本サイズから「外れ値」企業を除く形で復元乗率を算出している。

5 その他留意点

(1) 前回の2021年調査と今回の調査方法等が異なる。

- ア 実施省庁が、2021年調査までは当省と経済産業省の共管調査であったが、2022年調査から当省単独調査となった。
- イ 属性的範囲が、2021年調査までは日本標準産業分類大分類G「情報通信業」のうち、電気通信業、放送業、テレビジョン番組制作業、ラジオ番組制作業、インターネット附随サービス業、情報サービス業、映像・音声・文字情報制作業（テレビジョン番組制作業、ラジオ番組制作業を除く）であったが、2022年調査から電気通信業、放送業、テレビジョン番組制作業及びインターネット附随サービス業の4業種となった。
- ウ 調査報告者の選定が、2021年調査までは当省で保有する登録・届出電気通信事業者名簿、有線テレビジョン放送事業者名簿、業界団体名簿を基礎とし、事業所母集団データベースによる補完を行う全数調査（延べ対象22,922社）であったが、2022年調査から事業所母集団データベースを母集団情報として、層化無作為抽出による標本調査（1,636社）となった。
- エ 調査票が、2021年調査までは共通事項調査票（8ページ）及び各業種別調査票（5～12ページ）の2部構成であったが、2022年調査から統合した調査票（2ページ）で1企業当たりA4判1枚となった。
- オ 設問箇所数が、2021年調査までは共通事項調査票（247箇所）及び各業種別調査票（65～102箇所）であったが、2022年調査から統合した調査票（41～43箇所）となった。

(2) 第1章では、情報通信業を営む対象企業の全体について、業種別に取りまとめている。

(3) 第2章以降では、各業種で推計している。

(4) 第3章では、放送業を行っている企業について、主業を「民間放送」または「有線テレビ

ジョン放送」に分離した推計とサービス別で推計したものがある。

- (5) 消費税の取扱いについて、「原則、消費税込（会計処理上税込で回答することが困難な場合は税抜）での回答」としているが、調査結果は消費税込に推計している。

## 6 出典記載

本調査結果に掲載された数値を他に転載する場合は、「2022年情報通信業基本調査」による旨を出典記載すること。

## 7 お問い合わせ先

ご質問等は次の担当部署にご連絡ください。

(1) 担当部署

総務省情報流通行政局情報通信政策課情報通信経済室

(2) 住所

100-8926

東京都千代田区霞が関二丁目1番2号 中央合同庁舎第2号館

(3) 電話番号

03(5253)5744

(4) 電子メール

[johotsushintokei@ml.soumu.go.jp](mailto:johotsushintokei@ml.soumu.go.jp)

(5) 掲載ホームページ

<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics07.html>